

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	あいホールディングス株式会社	コード	3076
提出日	2023/9/6	異動(予定)日	2023/9/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	三山 裕三	社外取締役	○														○		有
2	河本 博隆	社外取締役	○														○		有
3	佐野 恵子	社外取締役	○														○		有
4	高橋 一夫	社外取締役	○														○	新任	有
5	安達 一彦	社外監査役	○														○		有
6	皆 真希	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主に企業統制と統治について、独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただくと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	該当なし	通商産業省(現経済産業省)に入省以来、長年にわたり国家機関の要職を歴任された豊富な経験と見識で、経営全般にわたり独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただくと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	該当なし	長年にわたり機関投資家向けIRと金融機関のアナリストを経験し、グローバルな投資家の視点で当社の経営に対する指摘・指導を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	該当なし	長年にわたり証券会社での営業部門の要職を歴任し、事業経営に関する十分な実績と知見、企業経営者として豊富な経験を有していることから、当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5	該当なし	長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査しています。過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き社外監査役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6	該当なし	過去に会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査することを期待するとともに、今後当社の経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。